

# 市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市民税・県民税の特別徴収を地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 並びに三次市税条例第 45 条の規定により、貴事業所をお願いすることになりました。つきましては、特別徴収の関係書類一式を送付させていただきますので、次の取扱要領にご留意のうえご協力をよろしく申し上げます。

## 特別徴収事務の取扱要領

### 1. 市民税・県民税の特別徴収とは

納税義務者が納めるべき市民税・県民税を、給与の支払者が 6 月から翌年 5 月までの 12 か月の間、各月の支払う給与から徴収し、翌月の 10 日までに納入していただく制度です。

### 2. 特別徴収義務者

給与の支払をする際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする義務のある事業所を、地方税法第 321 条の 4 及び三次市税条例第 45 条の規定により、市民税・県民税の特別徴収義務者に指定します。特別徴収義務者に指定された事業所は、市長から送達された税額決定通知書により、市民税・県民税の特別徴収を行う義務があります。

### 3. 特別徴収税額の確認と納税義務者への通知

「特別徴収税額の決定通知書」は、特別徴収義務者用と納税義務者用がありますので、特別徴収義務者用は貴事業所にて保管し、納税義務者用は個人ごとに切り離して速やかに各納税義務者に交付してください。

### 4. 徴収方法

「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある各納税義務者の月割額を、それぞれ各月の支払う給与から徴収してください。

### 5. 月割額の納入方法と納期限

各納税義務者から徴収していただいた月割額の合計額を、「納入書」により**翌月の 10 日**（日曜日、祝祭日の場合はその翌日。土曜日の場合は翌々日。）までに納入してください。

## 6. 納期の特例

「給与の支払いを受ける人が常時10人未満」の特別徴収義務者は、市長の承認を受けて年2回（6月から11月分までを12月10日までに、12月から翌年5月分までを6月10日まで）にまとめて納入することができます。この特例を希望される場合は、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。申請書は、三次市ホームページからダウンロードできます。

## 7. 退職者等の一括徴収

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職等で給与の支払を受けなくなった場合で、翌年5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残税額に相当する金額を超え、かつ、本人の申し出があった場合は、一括徴収し納入してください。
- (2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職等で給与の支払を受けなくなった場合で、その年の5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残税額に相当する金額を超えるときは、本人の申し出に関係なく必ず一括徴収し納入してください。

## 8. 納税義務者に異動があった場合

- (1) 就職等により新たに特別徴収を開始する納税義務者がいる場合  
就職等により新たに特別徴収を開始する納税義務者がいる場合は、「**普通徴収から特別徴収への切替届出書**」に必要事項を記入のうえ、速やかに提出してください。
  - (2) 納税義務者が退職、休職又は転勤等のため給与の支払を受けなくなった場合  
納税義務者が退職、休職又は転勤等のため給与の支払を受けなくなった場合は、「**特別徴収に係る給与所得者異動届出書**」に必要事項を記入のうえ、速やかに提出してください。
- (注) この異動届出書の提出が遅れますと、貴事業所に対し、滞納として督促等の措置がとられることがあります。また、事務処理が遅れるために納税義務者に大変迷惑をかけることとなりますので速やかに提出してください。

## 9. 特別徴収税額の変更

年度途中で特別徴収税額が変更となった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書に記載されている月割額を徴収してください。「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は個人ごとに切り離して速やかに各納税義務者に交付してください。

## 10. 退職所得に係る特別徴収

退職手当等の支払者が、退職手当等の支払う際に「退職所得に係る住民税の特別徴収の手引き（平成25年1月1日以降）」によって税額を算出し、退職手当等の支払金額から徴収し、必要事項を記入した「市民税県民税納入申告書（納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面）」とともに、徴収した月の**翌月10日**までに納入してください。

なお、平成28年1月1日以後に行われる納入申告から法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を記載することとされています。ただし、個人事業主の場合は、表裏一体になった納入書様式とは別に、納入書様式裏面の納入申告書を別の紙に印刷したものを用意してください。そのうえで表裏一体と

なった納入書の表面のみ記載したものを金融機関等に提出し（裏面の納入申告書は記載しない）、別の紙の納入申告書（個人番号を含む必要な事項を記載したもの）を市へ提出してください。

## 11. 特別徴収義務者に異動があった場合

特別徴収義務者の名称、所在地、書類送付先等に変更があった場合は「**特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書**」に必要事項を記入のうえ、速やかに提出してください。

## 12. 審査請求について

税額の決定若しくは変更又は更正について不服がある場合は、通知書を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 13. 納期限後の納入

### （1）延滞金

徴収した月割額の合計額を納期限の翌日以降に納められる場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、計算のもととなる税額（税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てる。）に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金額を加算します。（金額が1,000円未満又は100円未満の端数は切り捨てる。）ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合です。

### （2）督促

納期限までに納付がない場合には、督促状が発付されます。

また、督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は滞納処分を受けることになります。

## 14. 納入場所

ひろしま農業協同組合 広島銀行 もみじ銀行 中国銀行 広島みどり信用金庫 中国労働金庫 両備信用組合

上記の本店・各支店

ゆうちょ銀行・郵便局（貴事業所が指定したゆうちょ銀行・郵便局です。）

※特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、とじ込みの「指定通知書」（9項参照）に納入するゆうちょ銀行又は郵便局名を記入して、最初に納入されるときにゆうちょ銀行又は郵便局へ提出してください。